

京都市告示第109号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和8年4月22日

京都市長 松井孝治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
小結棚町会所（放下鉾）	京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町432番、430番1
駒井家住宅	京都市左京区北白川伊織町55番
東九条・田中邸	京都市南区東九条東札辻町11番

(都市計画局都市景観部景観政策課)